

「再犯防止に向けた総合対策」の実施状況について

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する							
(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 少年院在院者及び少年鑑別所在者等の学力査定体制の試行 	少年院5庁、少年鑑別所6庁において、昨年度に引き続き学力査定の試行を行い、学力査定体制の整備に向けた準備を継続して行った。	A		学力査定の全庁での導入について引き続き検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別を必要に応じ実施 少年鑑別所における法務省式ケースアセスメントツール(※1)の継続的運用・精度向上 法務省式ケースアセスメントツール(※1)のデータ集積 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、少年院在院者のうち、矯正教育プログラム受講者に対する再鑑別の実施を義務付け、少年院送致後の処遇においても鑑別を活用する体制を構築した。 保護観察所からの依頼鑑別における効果的な取組を取りまとめて全国に通知し、保護観察所からの依頼鑑別の積極化を促した。 少年鑑別所において、平成26年6月1日から性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール(性非行)の試行を開始した。 平成26年6月1日から、少年院在院者に対する法務省式ケースアセスメントツールの再評価の試行を開始した。 平成25年8月から法務省式ケースアセスメントツールのデータを集積しており、平成26年度においてもデータの蓄積を継続した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 法務省式ケースアセスメントツールの運用の定着を図るとともに、少年院在院者に対する法務省式アセスメントツールの再評価の実施を推進する。 依頼鑑別等を含め、保護観察所との連携強化を引き続き推進する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院におけるチームティーチング(※2)体制の効果的・効率的な在り方の検証及び実施施設の拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 実施庁を1庁拡大し、全6庁でチームティーチング(※2)体制を構築し、実施した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 少年院のチームティーチング(※2)体制を検証しつつ、実施体制の充実を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院の重点指導施設における矯正教育プログラム(薬物非行)の効果検証及び重点指導施設の実施体制強化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 実施庁を4庁拡大し、重点指導施設8庁における集中指導を継続するとともに、効果を検証するためのデータを収集した。 集合研修を実施するなどして指導職員の育成を図った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 効果検証のためのデータ収集を継続する。 職員の指導力向上のため、研修等を実施する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における発達上の課題を抱える在院者に対する処遇プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 少年院の処遇全体を一つの総合的な処遇プログラムとして捉え、外部アドバイザーの助言を踏まえつつ、アセスメント、個々の処遇プログラムの実施方法、実施上の留意点等をまとめたガイドラインを作成し、同ガイドラインに基づく処遇を一部施設において実施した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 実施結果を踏まえ、左記ガイドラインに修正を加えた上で、実施施設を拡大する。 職員の指導力向上のため、研修等を実施する。
			<ul style="list-style-type: none"> 新少年院法施行に向けた処遇課程(※3)の改編、新少年院法施行後の実施 少年院矯正教育課程(※4)、個人別矯正教育計画(※5)及び成績評価(※6)制度の改訂作業を進め、新少年院法施行後の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新少年院法施行に向けて処遇課程(※3)の改編準備を進めるとともに、少年院矯正教育課程(※4)(変更前は「教育課程」、個人別矯正教育計画(※5)(変更前は「個別的処遇計画」)及び成績評価(※6)の制度の改訂作業を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 改編・改訂した矯正教育課程・個人別矯正教育計画及び成績評価(※6)の制度を新少年院法施行とともに運用・実施する。
			<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証 刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設のパイロット施設において、薬物依存に係る専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証を実施した。 刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作りのため、刑事施設の教育専門官を対象とした研修において、薬物依存離脱指導のグループワークの講義及び演習を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの効果検証結果を基に、同プログラム及び同ツールの改良を図り、それに応じた刑事施設における実施体制を整備する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における高等学校卒業程度認定試験学習用教材の拡大整備 少年院における年少少年に対する学力向上策の検討 刑事施設における教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等により、教科指導を充実させ、教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 各少年院に高等学校卒業程度認定試験学習用教材を整備する計画を立案した。 少年院処遇充実研究の一環で、年少少年に対する教科指導の効果的な在り方を検討し、成果をまとめた。 女子刑事施設等において、高校卒業程度認定試験の過去問等を収録した視聴覚教材を購入するなど、教材を充実させた。 全刑事施設に対し、高校卒業程度認定試験の実施方法等についてのアンケートを実施し、優れた取組みについては各施設に紹介し、受験の督励を行った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 就労支援との連携の在り方について引き続き検討する。 各少年院に高等学校卒業程度認定試験学習用教材を整備し、指導体制の強化を推進する。 学力向上策としての民間学力試験の活用を検討する。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院における処遇ケース検討会の継続的な実施と効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の実施状況を踏まえ、少年院における社会貢献活動の在り方及びガイドラインの策定について検討を行った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 処遇ケース検討会を継続的に実施するとともに、処遇ケース検討会の実施による処遇効果の検証を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> 少年院と保護観察所との行動連携の継続実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から試行で実施していた少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境の調整等の充実強化について、平成26年度から本格実施とし、全国規模で少年院と保護観察所が連携して継続的な処遇協議を実施した。 少年院及び保護観察所等が連携して、少年院在院中や保護観察中の処遇に相互に関わるなど、少年院在院者・仮退院者に対する処遇及び生活環境の調整等の充実強化を図った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 取組の状況を踏まえ、引き続き生活環境の調整の充実化を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 短期的取組を踏まえた、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の検討・実施 少年の特性や状況に応じた受け皿を選択することができるよう、少年を受け入れる更生保護施設(※7)及び自立準備ホーム(※8)各施設の機能及び特長に応じた処遇内容の充実策を検討し、必要に応じ体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 保護観察処分少年に対して適正かつ積極的に警告を実施した(警告の実施件数は、平成25年:135件、平成26年:119件) 平成25年度及び同26年度において、少年鑑別所と保護観察所のモデル庁において試行した行動連携の取組状況に係る最終報告を受け、全国の保護観察所及び地方更生保護委員会に対し、上記最終報告を参考にしつつ、各庁の実情に合わせた行動連携を進めていくよう周知した。 平成24年度から開始した更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設における受入れを促進するとともに、少年の特性や状況に応じた受け皿を選択することができるよう多様な受入れ先(NPO法人、社会福祉法人、会社法人等)の確保に努めたところ、平成26年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成27年1月末現在325事業者、前年同時期274事業者)。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 取組の状況を踏まえ、引き続き少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を検討する。 引き続き多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホームを効果的に活用するとともに、更生保護施設の受け皿としての機能を拡充し、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化を図る。 			

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A~D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	ii 家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る	法務省	・少年院における新たな保護者参加型プログラムの試行	・新たな保護者参加型プログラムを策定し、試行を実施した。	A		・試行結果を踏まえ、プログラム内容に改訂を加えた上で、全少年院において実施する。
			・短期的取組を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の実施	保護観察所において保護者を対象とした保護者会を開催した(計48回)。	A		取組の状況を踏まえ、引き続き保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実化を検討する。
	iii 社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させる	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	・少年院における社会貢献活動の充実策の検討・試行	・各施設の実施状況を踏まえ、少年院における社会貢献活動の在り方及びガイドラインの作成について検討を行った。	B		・少年院における社会貢献活動のガイドラインを作成する。
			・社会貢献活動の着実な推進 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討	・保護観察所において、社会貢献活動を先行実施し、平成26年度末現在で1,488か所の活動場所を確保するとともに、同年度において1,681回の活動を実施し、延べ3,621人の保護観察対象者が参加した。	A		本格実施開始後は、円滑な実施がなされるよう、引き続き、活動場所の確保等の実施体制の整備を進める。
iv 広く支援を必要としている少年に対し、各種ボランティア等との連携による立ち直り支援を推進する	警察庁	・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、警察職員等による定期的な連絡や家庭訪問、学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・機会の拡大等を通じて、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、少年警察ボランティア、地域住民等と連携して社会奉仕活動等を実施し、不良交友関係に代わる少年の新たな居場所づくりに努めるなどしている。	B		・少年と年齢が近く少年の気持ち、言葉を理解できる大学生ボランティアの裾野拡大・活性化を図る必要がある。	
(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援	i 地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進める	法務省 厚生労働省	・他機関との情報連携の強化を含めた刑事施設における特別調整(※9)実施体制の推進 ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の推進策定・試行 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善 ・社会福祉士の少年院への所要の配置の検討	・全国各地域生活定着支援センター(※10)協議会からの要望も受け、特別調整(※9)実施体制の見直しを進めており、刑事施設において、特別調整対象者を出所前に帰住先に近接する刑事施設に移送することを検討するよう指示した。 ・社会復帰支援のためのプログラム(試行版)を策定し、刑事施設4庁において試行を行った。 ・特別調整(※9)の実施体制構築のため、刑事施設において非常勤の社会福祉士等の配置を進めたほか、刑事施設のうち12庁において、常勤の社会福祉士等を配置した。 ・医療刑務所等4庁において、窯業科を44名に対し実施した。 ・疾病や障害により、出院後、自立した生活を営むことが困難な在院者に対する社会復帰支援の充実を図るため、社会福祉士の配置庁を5庁から12庁に拡大した。	B	・再犯防止ワーキングチーム幹事会の下、福祉・医療的支援タスクフォースが設置され、これまで以上に関係省庁が緊密に連携した支援の更なる充実強化について検討を行い、申合せを行った。	・特別調整(※9)実施体制の不断の見直し。 ・試行結果を踏まえ、プログラム内容の改訂について検討を行う。 ・福祉・医療的支援タスクフォースの申合せに基づく関係省庁との情報共有及び検討を進める。 ・社会復帰支援の実情を踏まえ、引き続き社会福祉士の配置拡大の必要性の検討を進める。
			・必要に応じ、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の数に応じた、更生保護施設(※7)への福祉スタッフの配置及び更生保護施設(※7)のバリアフリー化の推進	・平成21年度から引き続き、全国57の更生保護施設を高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設(指定更生保護施設)として指定して、福祉スタッフを配置している。 ・指定更生保護施設において福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の受入れを促進した結果、平成26年度に指定更生保護施設に新規に委託した特別処遇対象者の人員は前年度を上回った(平成27年1月末現在:910人、前年度同時期765人)。 ・受入れ実績の向上を図るため、平成26年度から補助金の補助率を引き上げ、バリアフリー化を含む施設整備事業を促進した。	A		更生保護施設における福祉的支援の実情を踏まえ、効果的かつ効率的な処遇の在り方について調査研究を行うなどして、高齢・障害者に対する処遇の充実強化を図る。
			・特別調整(※9)及び特別処遇による福祉サービス確保の推進 ・障害福祉サービスにおける地域移行支援(※11)の対象を拡大(矯正施設等に入所している障害者を追加。)	・矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター(※10)等機関が連携し、福祉の支援を必要とする対象者が出所後直ちに福祉サービスにつながるよう、迅速な調整に努めた。平成26年度における特別調整の終結人員は670人、特別調整の結果、福祉施設等につながった人員は、477人となっている。平成26年度は、前年度に比べ、特別調整の結果、帰住予定地が確保された者の比率が約1.1%上昇している。 ・地域移行支援(※11)に関連する通知等更生保護官署宛てに発出し、周知を図った。 ・平成26年度から、障害福祉サービスにおける地域移行支援の対象に、刑事施設、少年院、更生保護施設等に入所している障害者を追加した。 ・平成26年度中に、行き場がなく高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、地域生活定着支援センターにおいて支援を行った。	A	・再犯防止ワーキングチーム幹事会の下、福祉・医療的支援タスクフォースが設置され、これまで以上に関係省庁が緊密に連携した支援の更なる充実強化について検討を行い、申合せを行った。	関係機関等との連携の更なる強化を図る。
	ii 地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する	法務省	・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの推進 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善	・社会復帰支援のためのプログラム(試行版)を策定し、刑事施設4庁において試行を行った。 ・医療刑務所等4庁において、窯業科を44名に対し実施した。	B		試行結果を踏まえ、社会復帰支援プログラム内容の改訂について検討を行う。
			・事例検証を踏まえ、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な支援等新たな枠組みを検討 ・特定の地域における地域生活定着支援センターと保護観察所との連携によるサポートのモデル的実施の検証	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を全国5か所で開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との情報共有を図った。 ・少年院に送致された者に対する処遇及び生活環境の調整等を充実強化し、障害を有する者について、必要に応じて、矯正官署、更生保護官署のほか、保護者又は引受人、保健機関、医療機関、福祉機関、教育機関、地方公共団体その他関係機関の担当者等の参加を得た処遇協議をする取組を行った。	A		引き続き、支援の在り方等を検討する。
	iii 刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する	法務省	・刑事施設における身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の実施 ・理学療法士等の配置見直し	・刑事施設14庁において、健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニング及び対人関係円滑化指導等の高齢受刑者社会生活講座を実施した。また、試行版を策定した社会復帰支援プログラムにおいても、身体機能や生活能力の維持・強化等について盛り込んでいる。 ・理学療法士の配置見直しを行い、特にニーズの高い医療刑務所2庁(八王子医療刑務所、大阪医療刑務所)に常勤の理学療法士を配置した。	A		・社会復帰支援プログラムについては、試行結果を踏まえ、プログラム内容の改訂について検討を行う。 ・引き続き、理学療法士等の配置見直しを検討していく。
・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催 ・全国事例の収集及び事例集(研修教材)の検討・作成			刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会を、全国5箇所において開催し、個別事例の収集・研究を通じて、関係機関との連携強化を図った。	A		引き続き、事例研究会等を通じ、地域における関係機関相互の連携強化に努める必要がある。	

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(3)女性特有の問題に着目した指導及び支援	i	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化方策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設のパイロット施設において、薬物依存に係る専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証を継続して実施した。 ・女子受刑者に特有の再犯要因について検討し、リスクアセスメントツールの開発についての検討を進めた。 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作りのため、刑事施設の教育専門官を対象とした研修において、薬物依存離脱指導のグループワークの講義及び演習を行った。 ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化のため、女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムを開発・実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの効果検証結果を踏まえた同プログラム及び同ツールの改良と、それに応じた刑事施設における実施体制を整備する。 ・女子受刑者用のリスクアセスメントツールの開発を進める。 ・女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラムの実施結果を踏まえ、同プログラムの改良を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> ・短期的取組及び矯正における分析を踏まえた効果的な指導・支援方策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所において、女性を含めた薬物事犯者に対する専門的処遇プログラムを実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・専門的処遇プログラムの適正な実施。
	ii	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・女子刑事施設における地域支援モデル事業の試行及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子施設における地域支援モデル事業を3庁において実施した。また、その効果検証のために女子施設地域支援モデル事業検証会議を開催した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から、更に4庁において女子施設における地域支援モデル事業を実施するための準備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの実施結果を踏まえ、同プログラムの改良を行う。 ・試行結果を踏まえ、プログラムを改訂し、プログラム全体の試行を一部の庁において実施するとともに、引き続き効果検証を行う。
			<ul style="list-style-type: none"> ・女子受刑者の特性に応じた改善指導プログラムの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムを5種類策定した。 ・女子少年院在院者の特性を踏まえた新たなプログラムについて、その一部の試行を実施するとともに、効果の検証を行った。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・女子少年院における新プログラムの試行・効果検証 				
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	i	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り 	1-(1)の再掲			
			<ul style="list-style-type: none"> ・「薬物処遇プログラム」の実施・検証 ・簡易薬物検出検査の実施 ・検討結果を踏まえ、薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 ・更生保護施設(※7)における自立困難者に対する処遇内容の充実 ・「地域支援ガイドライン」の策定に向けた協議の実施 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所において、平成26年(平成26年1月から12月末まで)に、薬物処遇プログラムを1,270人に対して実施したほか、簡易薬物検出検査を3,123人に対して延べ8,281回実施した。 ・保護観察所において、薬物依存回復訓練の委託先として59の薬物依存症リハビリ施設等が登録された(平成26年末現在)。 ・全国で10の更生保護施設(※7)を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し(平成25年度から5か所増)、専門スタッフを配置し、回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を行った。 ・「地域支援ガイドライン(案)」について、これまでの取組状況を踏まえ、新たに15庁の保護観察所をモデル事業実施庁として指定したほか、法務本省及び厚生労働省において「地域支援ガイドライン」作成に向けた協議を実施した。 ・全国8庁の地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、適切な帰住先の調整等のため、一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を行い、保護観察所においても、生活環境の調整及び釈放後の処遇に当該情報を活用した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止対策WT幹事会の分科会として設置された福祉・医療的支援TFにおいて、薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域支援体制の構築に向けた申合せを策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域支援ガイドライン」の作成。 ・地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携強化。
			<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設(※7)における自立困難者に対する処遇内容の充実 ・「地域支援ガイドライン」の策定に向けた協議の実施 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国8庁の地方更生保護委員会において、26庁の刑務所(刑務支所を含む。)に収容されている帰住先の確保されていない薬物事犯者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> ・地方更生保護委員会において実施している薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の検証を行い、当該検証結果を踏まえ所要の取組を推進する必要がある。
			<ul style="list-style-type: none"> ・刑の一部の執行猶予制度の施行による薬物事犯者の増加等に対処することも見据え、平成26年度において新たに5つの更生保護施設(※7)を薬物処遇重点実施更生保護施設として指定して専門スタッフを配置し、全国10の施設で回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を実施した。 ・平成26年8月には薬物処遇重点実施更生保護施設の職員等に対する研修(合計8名参加)を、同年11月には事例研究協議会(合計21名参加)を行った。 ・平成24年度から引き続き更生保護委託費への加算措置を活用して、更生保護施設(※7)における薬物事犯者の受入れを促進した結果、平成26年度に同事犯者を含む自立が困難な者を委託した数は前年度を上回った(平成27年1月末現在自立困難者新規受け入れ数:1,866人、前年度同時期1,815人)。 ・薬物依存症リハビリ施設を含む薬物事犯者の多様な受入れ先の確保に努めたところ、平成26年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成27年1月末現在325事業者、前年同時期274事業者)。(再掲) 		A		<ul style="list-style-type: none"> ・薬物処遇重点更生保護施設における受入れ状況や処遇の実情を踏まえつつ、更生保護施設における薬物事犯者に対する処遇の充実強化を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> ・「地域依存症対策支援事業」の継続実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21～23年度まで実施した「地域依存症対策推進モデル事業」で、特に効果が高いと考えられる好事例(例:家族支援員の設置)を参考にして、平成24～26年度に「地域依存症対策支援事業」において、北海道、栃木県、三重県、広島県及び福岡県の5自治体で依存症者や家族への支援を実施した。 ・地域依存症対策支援事業の成果発表会を開催し、事業の効果を検証した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・地域における依存症対策の推進。
<ul style="list-style-type: none"> ・依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から依存症回復施設職員研修等事業の対象を拡大し、これまでの依存症回復施設職員のほか、依存症者の家族についても実施した。(平成26年度の開催では 合計117名参加) 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・依存症回復施設職員研修の継続実施。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・「依存症治療拠点機関設置運営事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の治療及び回復支援を目的とした依存症治療拠点機関設置運営事業を、平成26年度から実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の専門的な治療・相談が受けられるような医療機関の増加。 			

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等		
				取組の状況	評価 (注1) 【A~D】	左記以外で実施した取組 (注2)			
(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	ii 薬物依存者の家族に対し、対応等に関する理解を深めさせるとともに、家族等を疲弊、孤立させないための取組を強化する	法務省 厚生労働省	・医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会の積極実施 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化	・保護観察所において、平成26年度に引受人・家族会を199回開催し、3,246人が参加した。 ・法務本省において、専門家を交えた「薬物地域支援研究会」を3回開催し、「地域支援ガイドライン(案)」に基づく家族支援も含めた関係機関との連携方策を検討した。 ・法務本省において、「薬物依存に関する家族支援の手引」に基づいた薬物依存者の家族向けの視聴覚教材を作成し、保護観察所における家族等への支援の充実強化を図った。	B		引き続き、家族等への支援の充実強化を図る。		
			・「地域依存症対策支援事業」における「家族支援員」の継続配置及び効果検証	・平成24~26年度に「地域依存症対策支援事業」において、北海道、栃木県、三重県、広島県及び福岡県の5自治体で「家族支援員」を設置する等の取組を行い、依存症者や家族への支援を実施した。 ・地域依存症対策支援事業の成果発表会を開催し、事業の効果を検証した。	A		地域における依存症対策の推進。		
			・依存症を持つ家族に対し、依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解のための「依存症家族研修」の実施	・平成24年度から依存症回復施設職員研修等事業の対象を拡大し、これまでの依存症回復施設職員のほか、依存症者の家族についても実施した。(平成26年度の開催では 合計117名参加)	A		依存症家族支援の継続実施。		
(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	iii 対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	法務省 厚生労働省	1-(1)の再掲						
			・個々の受刑者等の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の検証と更なる充実策の検討	・刑事施設において、重点的な就労支援の対象者に対して、計画的に就労支援を実施することができていない状況が散見されたことから、当該対象者に対して、就労支援計画書を具体的に定めるとともに、刑事施設内の各担当部門間における情報共有を徹底することとした。 ・新たに少年院9庁に就労支援スタッフを配置した。 ・平成25年度に発出した通知に基づき、重点的な就労支援(平成26年の対象者数:234人)を実施した。	B		・必要に応じて、重点的な就労支援の実施状況等について点検し、改善を図る。 ・重点的な就労支援を継続し、更なる充実策を検討する。		
			・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策(※13)のより柔軟かつ積極的な展開	・厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、2,530人が就職した。また、身元保証制度の活用により2,031人が就職した。 ・「職場定着協力者謝金」の支給期間を拡充し、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。 ・就労支援ナビゲーターを平成26年度の50人から平成27年度は90人に増員し、矯正施設内における就労支援を強化するなど、事業の拡大を図ることとした。	A		厚労省等との連携を引き続き強化していく。		
(5) 性犯罪者に対する指導及び支援	i 関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他指導・支援を実施する	法務省	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の検証・見直し及び充実 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の見直しの結果を踏まえ、所要の改善策の実施 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・刑務所における処遇プログラムの実施体制充実化を目的として、指導担当職員育成体制整備した。 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法を見直すための実務者会議を開催し、選定方法の改良作業を開始した。 ・刑務所から関係機関に対して、同指導に関する情報提供を積極的に実施した。	A		・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の充実化を継続する。 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の改善策実施に向けた作業を継続する。 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施を継続する。		
			・少年院の重点指導施設における矯正教育プログラム(性非行)集中指導の継続・効果の検証 ・指導職員の育成	・少年院における性非行少年に対する指導の充実を図るため、重点指導施設2庁での矯正教育プログラム(性非行)の集中指導を継続し、実施結果報告を提出させ、今後の課題を検討した。 ・集合研修を実施し、指導者の育成及び指導体制の充実化を図った。	A		・重点指導施設における集中指導を継続するとともに、効果検証作業を進める。 ・少年院において指導職員の養成を進めるとともに、指導者用の教材を作成する。		
			・前年度における方策の検討結果を踏まえた取組の推進	平成27年度予算において性犯罪者処遇プログラムにおける視聴覚教材作成の経費を措置した。	A		性犯罪者処遇プログラムの更なる充実を図る。		
(5) 性犯罪者に対する指導及び支援	ii 諸外国の取組事例等も参考とし、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等への新たな対策を検討する	警察庁 法務省	・検討で得られた知見を基に、必要に応じ、関係省庁が連携し、対策を具体化	・諸外国における性犯罪者を始めとする刑務所出所者等の電子監視の法制度や運用状況に関する調査結果について概要を整理し、実施する際の課題について協議を行った。	B		引き続き、性犯罪リスクの高い刑務所出所者への新たな対策を検討する。		
			i 暴力団関係者のうち離脱意志を持つ者に対して必要な支援を継続的に実施する	警察庁 法務省	パイロット庁の試行結果を踏まえた暴力団離脱指導の検討	・刑事施設教育担当者との協議会において、協議事項の一つとして取り上げ、各庁から暴力団離脱指導に係る意見を集め、暴力団からの離脱意志を表明した受刑者に対する処遇の全国的な展開に向けて、今後の実施方針を固めた。 ・引き続き警察、保護等関係機関と連携し、適切に暴力団からの離脱指導を推進した。 ・暴力団離脱に係る警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との協力連携について、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所に対し、警察及び同センターとの協力関係の充実及び強化について周知した。	A		・暴力団からの離脱を表明した受刑者に対する処遇を全国展開するため、実施方法等をさらに検討する。 ・取組の状況を踏まえ、引き続き関係機関の連携強化を検討する。
					・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとの協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・「暴力団社会復帰対策協議会」等の機会を通じ、矯正施設、更生保護官署、暴力団離脱に係る警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※14)との協力関係の充実及び強化について認識の共有を図った。 ・暴力団からの離脱の意思を有する者に対する援護の措置により、暴力団から離脱し仮釈放となった者について、矯正施設からの出所通知により確実にその情報を把握し、出所後の指導及び支援を行った。	A		今後も都道府県暴力追放運動推進センターとの協力による適切な離脱指導を実施するとともに、矯正施設等との連携を持続させるなど、暴力団からの離脱支援を一層推進する。
(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	ii 再犯要因としてアルコール依存、対人暴力等の問題性が大きい者に対して適切な処遇・指導を実施する	法務省	・受刑者リスクアセスメントツール(試行版)の策定及び試行データ集積の開始 ・刑務所における暴力防止プログラムの策定 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ、刑務所において交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※15)との連携	・受刑者リスクアセスメントツール(試行版)の策定及び試行データの集積を開始した。 ・平成25年度までの試行結果を踏まえ、刑事施設において暴力防止プログラムの本格実施を開始した。 ・刑務所において交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムを試行し、効果検証を実施した。 ・受刑者に対するアルコール依存回復プログラムを実施する際に、AAや断酒会などの民間自助グループと連携して実施した。	A		・受刑者用リスクアセスメントツールの試行及びデータの集積を継続する。 ・暴力防止プログラムの実施を継続し、必要に応じて見直しを図る。 ・試行及び効果検証の結果を基に、交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの内容を改良する。		
			・少年院における対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する新プログラムの試行 ・指導職員育成のための研修の実施	・外部有識者の助言を受けて標準的プログラムの策定作業を行うとともに、試行を実施した。 ・指導職員育成のための研修を実施した。	A		・指導者育成及び指導体制の充実化を図るため集合研修を引き続き実施する。		
			・暴力防止プログラムの充実に向けた方策の検討・実施	保護観察所における同プログラム見直しのため、有識者の協力を得て検討会を開催し、DVや飲酒の問題性を有する者にも対応できるよう、ワークブック等の見直し等を実施した。また、刑事施設における同プログラムの実施結果等について、刑事施設との情報連携を開始した。	A		刑事施設との情報連携による暴力防止プログラムの適正な実施。		

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
2 社会における「居場所」と「出番」を作る							
(1)住居の確保	① 自立更生促進センター(※16)における確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム等の多様な一時帰住先の確保に努める ② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う	法務省 厚生労働省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、帰住先のない受刑者に対する調査及び調査結果を活用した取組の推進 地方更生保護委員会において、適切な帰住先の調整のための取組の継続的な実施並びに刑務所の協力を得て薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を実施・検証及び検証を踏まえた所要の取組の推進(1(4) i 再掲) 取組状況を踏まえ、刑務所・地方更生保護委員会・保護観察所を始めとする関係機関の連携の在り方の検討、連携の枠組みの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設において、全国8庁の地方更生保護委員会が帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施する取組や、一部の刑事施設に収容されている薬物事犯者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を実施するに際し、協力を行った。 刑事施設において、地方更生保護委員会・保護観察所との連携を強化するために、テレビ遠隔通信システムの整備に向けて準備を進めた。 全国8庁の地方更生保護委員会において、全刑事施設の協力のもと、帰住先の確保されていない受刑者に面接調査を実施し、釈放後の住居の希望や生活計画等を把握して、その情報を生活環境の調整を行う保護観察所へと伝達するとともに、保護観察所において生活環境調整の迅速化及び積極化に努めた。 全国8庁の地方更生保護委員会において、26庁の刑務所(刑務支所を含む。)に収容されている帰住先の確保されていない薬物事犯者等を対象に、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所による生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに釈放後の処遇を行った。(1(4) i 再掲) 地方更生保護委員会及び保護観察所と刑事施設との情報共有の在り方等について検討するとともに、迅速な帰住先確保のための刑事施設における手続について検討した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設において、引き続き地方更生保護委員会が実施する調査等に協力する。 刑事施設において、テレビ遠隔通信システムの整備を完了させ、運用を開始する。 地方更生保護委員会において実施している薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の検証を行い、当該検証結果を踏まえ所要の取組を推進する必要がある。
			<ul style="list-style-type: none"> 沼田町就業支援センター、北九州自立更生促進センター、茨城就業支援センター、福島自立更生促進センターの着実な運営 地域との連携・理解確保の推進 問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方策の開発の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 4センターにおいて、各センターが地域や入所者の特性に応じて処遇を実施した。平成26年度の新規入所者数は61人となっている。 4センターにおいて、地方自治体・自治会・学校等に対するセンターの状況についての説明、地域の清掃活動、地域住民に対する行事への参加の案内、各種団体への会場提供、地域との協議会の開催等を通じ、地域との連携・理解確保に努めた。 4センターにおいて、処遇プログラム等を開発、実施した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 4センターにおける受入れの促進を図る。 処遇プログラムの効果検証等に資する十分な実証データを収集する。
			<ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設(※7)において一層効果的な処遇を可能とするため、必要に応じ、施設規模を拡大するとともに、特定の問題を抱えた対象者に対する処遇への特化等を促進 自立準備ホーム(※8)各施設の機能及び特性に応じた受入れの促進及び処遇内容の充実 効果的な就労支援の実施 定住支援ハンドブック等を活用した刑務所出所者等に対する住居の確保に資する知識・情報の提供の実施及び効果的な提供方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度予算において、更生保護施設の改修・改築工事を実施する更生保護法人に対し、その費用の一部を補助する経費を措置し、収容定員の増加を促した。 平成24年度から引き続き更生保護施設が自立更生に困難が伴う者を受け入れた場合の加算措置を行い、更生保護施設の積極的な受け入れを促進した結果、平成26年度の自立困難者の受入れ数が前年度を上回った(平成27年1月末現在自立困難者新規受入れ数:1,866人、前年度同時期1,815人)。(再掲1(4) i) 保護観察対象者の多様な特性に応じるため、自立準備ホームの登録事業者として、NPO法人、社会福祉法人、会社法人等多岐に渡って新規参入を促進した結果、平成26年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回り(平成27年1月末現在:325事業者、前年同時期:274事業者)(再掲1(1) i)、その結果、平成26年度における同ホームへの新規委託人員は前年度実績を上回った(平成27年1月末現在新規委託人員1,053人、前年度同時期917人)。 更生保護施設の受け入れ機能を強化するため、平成26年度から施設整備に関する補助金の補助率を引き上げた。 規制薬物等に対する依存のある対象者への処遇を強化するため、平成26年度において新たに5つの更生保護施設(※7)を薬物処遇重点実施更生保護施設として指定して専門スタッフを配置し、全国10の施設で回復プログラムの実施を含む薬物事犯者に対する重点的な処遇を実施した。(再掲1(4) i) 協力雇用主に対する経済的支援策の拡充に向けて検討を行うとともに平成26年度から更生保護就労支援事業を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓や研修等を行った。 法務省において、定住支援ハンドブックの別冊「公営住宅版」を国土交通省の協力を得て作成し、刑務所出所者等に頒布するなどして住居の確保に資する知識・情報の提供を行った。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホームを効果的に活用するとともに、更生保護施設の受け皿としての機能を拡充し、保護観察対象者の特性に応じた処遇の充実強化を図る。 刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」等を活用し、協力雇用主のもとの雇用の拡大に努めていく。
	住み込みでの受入れに積極的な協力雇用主の確保・開拓を行うなど、就労と結びつく住居の安定的な確保策について検討する	総務省 法務省 農林水産省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護就労支援モデル事業(※17)による企業ネットワークを活用した多業種にわたる協力雇用主の拡大 業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護就労支援事業を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓を強化した結果、協力雇用主数は12,603(平成26年4月1日時点)から14,488(平成27年4月1日時点)に増加し、うち551事業主が実際に雇用している(平成27年4月1日現在)。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止対策WTのもとに設置された就労支援TFを活用し、関係省庁を通じて各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」等を活用し、協力雇用主のもとの雇用の拡大に努めていく。
(2)就労の確保	①施設収容後早期からの就労支援を行う ②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する	法務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 重点的な就労支援の取組の検証及び更なる充実策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設において、重点的な就労支援の対象者に対して、計画的に就労支援を実施することができていない状況が散見されたことから、当該対象者に対して、就労支援計画書を具体的に定めるとともに、刑事施設内の各担当部門間における情報共有を徹底することとした。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、重点的な就労支援の実施状況等について点検し、改善を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業(農業等)の拡大・実施及び再検討 	<ul style="list-style-type: none"> 協力雇用主等のアンケート調査等を踏まえ、新たに医療事務科を2庁で開設するとともに、CAD(※18)技術科を2庁から5庁に拡大した。その結果、13,330人の受刑者が職業訓練を受講した。 従前から実施していた訓練種目5種目を廃止し、雇用ニーズの高い建設関連の職業訓練について、整理統合の上、体系化を行い、建設機械科として16庁で実施した。 雇用ニーズを踏まえ、農業園芸科について、内容の充実を図るための見直しを行い、平成27年度において、体系化及び新規開設を行うための予算要求を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 協力雇用主及び関係機関との連携を強化するため、地域レベルから省庁レベルまでの連絡協議会を開催するための予算要求を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き雇用ニーズを参考にして効果的な職業訓練の実施について検討を行い、所要の措置を講じる。
			効果的な就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 協力雇用主に対する経済的支援策の拡充に向けて検討を行うとともに平成26年度から更生保護就労支援事業を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓や研修等を行った。 平成27年度予算において、刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」に要する経費を措置した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」等を活用し、協力雇用主のもとの雇用の拡大に努めていく。
			より柔軟かつ積極的な刑務所出所者等総合的就労支援対策(※13)の展開	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省と連携して刑務所出所者等総合的就労支援を実施し、2,530人が就職した。また、身元保証制度の活用により2,031人が就職した。 「職場定着協力者謝金」の支給期間を拡充し、保護観察所と協力雇用主の緊密な連携を図ることで、協力雇用主の雇用に伴う不安等を軽減するだけでなく、刑務所出所者等に対する保護観察官による継続雇用・職場定着のための適時適切な指導等を実施した。 就労支援ナビゲーターを平成26年度の50人から平成27年度は90人に増員し、矯正施設内における就労支援を強化するなど、事業の拡大を図ることとした。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 厚労省等との連携を引き続き強化していく。
			位置把握装置の試験的運用・検証	<ul style="list-style-type: none"> 受刑者の円滑な社会復帰を推進するため、外出・外泊等を実施するなどし、一部の刑事施設において、位置把握装置の試験的運用を実施・検証している。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 位置把握装置の試験的運用・検証を継続する。 刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策を検討する。

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(2) 就労の確保	ii	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策の検討 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の実施	・協力雇用主に対する経済的支援策の拡充に向けて検討を行うとともに平成26年度から更生保護就労支援事業を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓や研修等を行った。 ・平成27年度から民間団体への委託により、協力雇用主等支援員を配置し、協力雇用主に対して刑務所出所者等の雇用に関する助言や求人開拓を行うこととし、実施に向けた準備を行った。	A	・再犯防止対策WTのもとに設置された就労支援TFを活用し、関係省庁を通じて各業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集の協力依頼を行った。	・刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」等を活用し、協力雇用主のもとの雇用の拡大に努めていく。
	iii	警察庁 法務省	・就労支援対策の効果検証及び一層の積極化に係る方策の検討 ・少年院在院中に適切な就労支援を実施するための関係機関との連携方策の充実化の検討 ・雇用主の要望に応えることができる支援策の在り方の検討	・少年院への就労支援スタッフの配置を9庁拡大して計35庁とした。 ・少年院在院者及び保護者に対し、入院早期から就労のための働き掛けを行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を継続的に実施した。 ・就労支援の効果の検討に資するよう、実績把握の方法を見直した。 ・雇用主の要望を踏まえ、新たな職業指導のプログラムを策定した。 ・協力雇用主と連携した支援を実施した。	A		・平成26年度の取組実績を踏まえ、就労支援の充実化方策の検討を進める。
			・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、就労支援機関等と連携した就労支援、大学生ボランティア等の協力を得た学習支援活動、学校等との連携による就学支援等を実施し、就労・就学の支援を実施	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動として、就労支援機関等と連携した就労支援活動や大学生ボランティア等と連携した学習支援による就労・就学支援を実施している。	B	・企業等に対する積極的な情報発信により、立ち直り支援への理解・協力を促進する必要がある。	
	iv	法務省 厚生労働省	・収集した情報の検討 ・刑務所出所者等を受け入れるソーシャルファームの開拓・確保 ・ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の職場適応・定着の促進	・ソーシャル・ファームを活用した新たな就労先の確保を図るため、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓を行った結果、ソーシャルファーム数は88か所(平成27年2月末現在)となった。 ・ソーシャル・ファームを含めた協力雇用主の経済的支援策の拡充に向けた検討を行った。	B		ソーシャル・ファームとの連携のあり方について検討を続けていく。
(3) 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識の醸成	対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	・社会貢献活動の着実な推進 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討	・保護観察所において、社会貢献活動を先行実施し、平成26年度末現在で1,488か所の活動場所を確保するとともに、同年度において1,681回の活動を実施し、延べ3,621人の保護観察対象者が参加した。 ・法務本省において、先行実施を踏まえた検証及び効果的な活動の検討等のために、社会貢献活動担当官を対象とした中央研修を実施した。	A		本格実施開始後は、円滑な実施がなされるよう、引き続き、活動場所の確保等の実施体制の整備を進める。
(4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施	①犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する ②上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する	法務省	・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の継続及び指導実施内容等の見直し	・刑事施設の指導担当職員に対して、犯罪被害者団体を招へいしての研修を実施した。 ・犯罪被害者団体と連携し、刑務所11庁、少年院12庁において「生命のメッセージ展」を開催した。 ・犯罪被害者団体等と連携し、「生命のメッセージ展」の開催や矯正展における広報スペースの設置を行った。	A		・必要に応じて、研修内容等の見直しを図るなど、指導実施内容の充実に努める。 ・今後も被害者支援団体等との連携を継続的に実施する。
			・少年院の新プログラムに基づいた、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの試行	・少年院において、犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに係るガイドラインを周知するとともに、償いに向けての特別プログラムの試行を実施した。		・償いに向けての特別プログラムを継続的に実施するとともに、内容を更に充実させるための作業を進める。	
			・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の効果検証・見直し ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討・実施	・少年院での「償いに向けての特別プログラム」及び「少年院における犯罪被害者等に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに係るガイドライン」の活用について、全国の地方更生保護委員会及び保護観察所に対し、少年院での取組状況等を踏まえて各施策を実施していくよう、周知した。 ・保護局において全国の被害者担当官等を構成員とする研究会を開催し、平成25年度に策定した心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえて対応した実際の事例について検討を行い、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策について見直しを行った。	A	・取組状況を踏まえ、しよく罪指導プログラムの充実化を検討する。 ・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の実施	
(5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化	i	法務省	・教材の活用状況を踏まえた指導体制の見直し	・満期釈放者に対する釈放前の指導について、各刑事施設に対して指導時間の下限を示すなど、指導体制等の具体化を図った。	A		・具体化した指導体制等の定着を図る。
			・短期的取組における検討を踏まえた試行	検察庁と連携して、全国20の保護観察所において更生緊急保護(※12)の事前調整を試行した。	A	保護観察所において、平成26年に13,492件(速報値)の更生緊急保護(※12)を実施した。	取組状況を踏まえた試行の拡大
	ii	更生保護サポートセンター等を活用した保護観察終了者等の相談に応じる仕組みづくりを検討する	法務省	・保護観察終了者等の相談に応じる仕組みの検討	更生保護サポートセンターの活動状況等について適宜情報収集を行っており、保護観察終了者等の相談に応じる仕組みについての検討を続けている。	B	・平成26年度中に更生保護サポートセンター(※19)を合計345か所に設置した。 ・平成27年度予算に更生保護サポートセンター(※19)を101か所増設し計446か所とする経費を措置した。
iii	法務省	・少年院の出院者への助言等の枠組みの検討及び新少年院法施行後の実施方法の検討	・出院者等からの相談に応じるための枠組みとしての通達案及び内規案を策定した。	A		・新少年院法施行に合わせて通達を発出し、実施体制を固め、運用を開始する。	
		・少年鑑別所法案の成立・施行を見据え、地域の非行及び犯罪の防止に向けた相談業務及び地域との連携強化の推進	・平成26年度から、東京及び大阪少年鑑別所に地域援助業務を専門に担当するポストを新設し、地域との連携強化を推進した。 ・少年鑑別所が地域社会の非行・犯罪の防止において果たす機能や役割を記載したリーフレットを作成した。 ・国民に親しまれやすいシンボルマーク及びキャッチフレーズを作成し、広報の積極化を図った。	A	・少年鑑別所法131条に基づく地域社会の非行及び犯罪の防止に関する援助業務として、一般の方からの相談受付数の増加や関係機関との連携強化を図る。		

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等			
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)				
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する										
(1)再犯の実態や対策の有効性等に関する調査研究の実施	i	①実態把握及び対策の効果検証のため必要な調査研究を継続的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を実施する	法務省	・再犯の実態とその防止対策に関する調査の実施及び分析	・性犯罪、窃盗及び高齢・障害犯罪者について、再犯を含む実態等に関する調査研究を継続して実施した。 ・また、窃盗事犯者に関する研究については、平成26年版犯罪白書において、その調査研究の成果を紹介した。	A	外国人犯罪者について、再犯を含む実態等に関する研究の結果を取りまとめ、研究部報告として発刊した。	窃盗、高齢・障害者による犯罪等の再犯防止に関する研究を引き続き実施する。		
	ii	再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する	法務省	・再犯をしなかった者に関する調査研究実施に向けた検討	改善更生の要因等を実証的に探るため、少年院を出院した者を対象とする「青少年の立ち直り(デスタンス)に関する調査」の予備的調査を実施した	A	非行少年と保護者に関する研究において、少年院出院後の少年とその保護者の状況や抱えている課題、必要な支援等について取りまとめ、研究部報告として発刊した。	「青少年の立ち直り(デスタンス)に関する調査」の本調査を実施する。		
(2)再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築	i	既存資料、データベース等の利活用も含めた広範かつ有機的な情報連携体制を構築する	法務省	刑事情報連携データベースのコンサルティング作業の完成	再犯防止に向けた刑事情報の連携方策に係るコンサルティング(調査研究等)業務を実施した。	A		同データベースの構築を開始し、早ければ平成28年度中の運用開始を目指す。		
	ii	DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策の検討を行い、効果的な情報連携体制を確立する	警察庁 法務省	・検討結果を踏まえ、必要に応じ関係省庁が連携し、施策を具体化	・DNA型鑑定の的確な実施等のため、職員の増員及び経費を措置した。	B		・検討結果を踏まえ、必要に応じ関係省庁が連携し、施策の具体化について検討を行う。		
(3)既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討		満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討を行う	全関係省庁	・検討結果を踏まえ、必要に応じ、関係省庁が連携し、施策を具体化 ・教材の活用状況を踏まえた指導体制の見直し	・満期釈放者に対する釈放前の指導について、各刑事施設に対して指導時間の下限を示すなど、指導体制等の具体化を図った。	A		・具体化した指導体制等の定着を図る。		
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する										
(1)啓発事業等の実施		再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民にわかりやすく提示又は説明し、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する	警察庁 法務省	・刑務所等への参観希望者の積極的な受入れ	・刑務所等において、参観希望者を積極的に受け入れた。 ・平成26年に全国の刑務所等で実施した参観の合計回数は5,303回(平成25年は5,561回、平成24年は5,238回)。うち、平成26年に各刑務所等から参観の機会を提供し、参観希望者を募集して実施した参観の回数は364回(平成25年は342回、平成24年は383回)。	A		・更に参観内容を充実させる。		
				・前年度の実施結果を踏まえた内容等の検証を行い、より効果的な活動を実施 ・再犯防止に関する国民の理解・協力を求めるべく、あらゆる媒体を用いることを視野に入れた広報戦略について策定する。 ・再犯防止施策のホームページを全面的に改訂する。	・更生保護関係者の方の意見を踏まえ、より分かりやすい広報啓発資料を制作し、広く配布するなどして、効果的な広報啓発を行った。 ・福祉等との連携の重要性に鑑み、福祉関係の有資格者や学生に対する「保護観察官による更生保護出張講座」を156回実施した。 ・再犯防止関係部局で再犯防止に係る広報活動の方針について協議し、各部局の協力体制を構築し、再犯防止の広報戦略を策定し、実践した。 ・再犯防止施策のホームページの全面的な改定を進めた。	A		効果的な広報啓発の在り方を検討し、広報啓発活動や広報資料の制作に反映させる。		
(2)刑事司法分野に関する法教育の実施		学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	4-(1)の再掲						
				・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育を397回実施した。	A		前年度の実施結果を踏まえ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施。		
				・前年度の実施状況を踏まえ、改善策を講じて継続実施	・小学校、中学校、高等学校及び大学の生徒・学生に対し、少年鑑別所の職員による法教育を継続的に実施した。 ・前年度の実施結果を踏まえつつ、学校関係者との連携を強化するなどし、改善策を講じて継続して実施している。	A		・少年鑑別所による法教育を引き続き積極的に実施する。 ・前年度の実施状況を検証し、改善策等を講じながら実施していく。		
・検察庁における、再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報の実施 ・移動教室や出前教室への検察庁職員の派遣の継続	・検察庁職員による学生を対象とした移動教室、出前教室及び模擬裁判の実施や一般市民に対する講演会等での広報用パンフレットの配布などの広報活動を1,069回実施し、これらの活動を通じて刑事司法の果たす役割や刑事裁判の流れについて広く周知を図り、積極的な広報を展開した。	A		・検察庁職員による移動教室等の広報活動を継続して実施していく。						

項目	取組概要	担当省庁	工程表における平成26年度の取組	平成26年度に実施した取組内容			今後の課題等
				取組の状況	評価 (注1) 【A～D】	左記以外で実施した取組 (注2)	
(2) 刑事司法分野に関する法教育の実施	学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施 関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 普通科高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施し、2月にその報告書を取りまとめ、3月に法教育推進協議会において報告した。 平成25年度に実施した中学校における法教育実践状況に関する調査研究に基づき、中学校向けの法教育教材を作成した。 保護観察所や保護司会において法教育を積極的に実施した。法教育の実施状況について情報収集を行い、関係機関等との更なる連携強化等を図っている。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 法科大学院生による少年院での法教育授業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、普通科以外の高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究を実施する。 各調査結果を踏まえ、今後、法教育推進協議会等において、法教育教材の製作等に向けた検討を行う。 継続して関係機関と連携を強化し、法教育の充実を図っていく。
(3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化	保護司制度の基盤を強化し、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備する	総務省 法務省	<ul style="list-style-type: none"> 保護司適任者の確保と育成のための施策の検討・実施 更生保護サポートセンター(※19)による保護司の効果的な処遇活動及び犯罪予防活動に対する支援、地域関係機関・団体等との連携促進等、同センターの保護司活動の拠点としての機能を強化 保護司の活動に対する地域関係機関・団体からの支援拡大の方策の検討・実施 保護司と地方公共団体の連携拡充のための方策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保護司組織と協議し策定された保護司適任者の安定的確保のための指針に基づいた取組を官民一丸となって推進。 平成26年度中に更生保護サポートセンター(※19)を合計345か所設置した。 平成27年度予算において更生保護サポートセンターを101か所増設し計446か所とする経費を措置した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 指針を踏まえ、保護司適任者の安定的な確保のための施策を検討・実施。 更生保護サポートセンター(※19)の運営状況を踏まえ、効果的な設置の在り方や増設置を図るとともに、機能強化のための施策を検討。
(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携	刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰支援策についての弁護士会等との協議・試行 刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策の検討・試行 	<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策については、日本司法支援センター(法テラス)と連携して、以下の2つの取組を実施した。 ①保護観察対象者が行う被害弁償等に関する法的支援 ②仮釈放前における講話 ①については、平成26年度につき、2件の利用実績があった。 ②については、平成26年8月から仮釈放又は仮退院を予定している受刑者又は入院少年を対象に、日本司法支援センターによる法的援助の内容、利用手続、社会復帰のための活用方法等を内容とする講話を試行的に計55回実施した。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 現在実施中の取組につき、日本司法支援センター等関係機関とともに、試行結果等を分析・協議した上で、今後のスキームの方向性等について検討する必要がある。
(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	i 更生保護女性会、BBS会等、広く国民の参画を募る支援策の充実強化を図る	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の実施状況を踏まえ、より効果的な実施について検討 更生保護女性会・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の多様化の検討結果を踏まえ、必要に応じ、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護女性会・BBS会の新人会員に対する研修を実施。 保護司・更生保護女性会・BBS会員により連携の在り方等について協議する三団体研修会を実施し、活発な協議がなされた。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 各研修において、会員の研修効果を高めるため、研修内容の検討を行う。
	ii 民間団体等を自立準備ホーム等の運営主体として開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する	法務省	<ul style="list-style-type: none"> 民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策の試行的実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関等に対する広報啓発活動の効果的な実施を検討する。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体、就労・福祉関係者、地方の関係機関団体等に対する広報啓発活動の推進に努める。
			<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における盲導犬育成プログラムの試行的実施 民間企業との連携による所要の受刑者の社会復帰支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設における盲導犬育成プログラムの試行実施に向け、実施施設の選定及び実施体制についての検討を行った。 	B		<ul style="list-style-type: none"> 一般の刑事施設において実施する際は、盲導犬普及協会等が施設の近くに必要である。
			<ul style="list-style-type: none"> 自立準備ホーム(※8)各施設の機能及び特性に応じた受入れの促進及び処遇内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な民間団体等(NPO法人、社会福祉法人、会社法人等)を自立準備ホームの運営主体として開拓したところ、平成26年度における自立準備ホーム登録事業者数は前年度を上回った(平成27年1月末現在325事業者、前年同時期274事業者)。また、これらの事業者の機能及び特性を踏まえて、各保護観察所で保護観察対象者の特性に応じた委託を行った結果、同ホームへの新規委託実人員は前年度を上回った(平成27年1月末現在新規委託実人員1,053人;前年度同時期917人)。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、多様な登録事業者を開拓し、自立準備ホームの効果的な活用を図る。
効果的な就労支援の実施		<ul style="list-style-type: none"> 協力雇用主に対する経済的支援策の拡充に向けて検討を行うとともに平成26年度から更生保護就労支援事業を拡充し、協力雇用主(住み込み就労可能な雇用主を含む)の新規開拓を行った結果、協力雇用主数は12,603(平成26年4月1日時点)から14,488(平成27年4月1日時点)に増加した。 	A		<ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等を雇用し指導する協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」等を活用し、協力雇用主のもとでの雇用の拡大に努めていく。 		

注1 実施の状況については、「A:実施(工程表どおり全て実施した)、B:一部実施(工程表の一部を実施したが、全ては実施できなかった)、C:未実施(工程表の施策が実施できなかった)、D:その他(工程表の施策の実施を断念したなど)」とする。

注2 平成26年度の取組に記載されていないが、同年度に特記すべき取組を実施した場合に記載する。

- ※ 1 法務省式ケースアセスメントツール … 再犯・再非行の要因や教育上の必要性等を把握するために、法務省において開発中の調査方式。
- ※ 2 チームティーチング … 複数の教官がチームを作り、協力してきめ細やかな授業等を行う指導方法。
- ※ 3 処遇課程 … 少年院において、在院者の特性に応じた効果的な矯正教育を実施するために設けられている各処遇のコースのこと。
- ※ 4 少年院矯正教育課程 … 変更前の名称は、「教育課程」。各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた教育計画。
- ※ 5 個人別矯正教育計画 … 変更前の名称は、「個別的処遇計画」。個々の対象者に対する具体的な処遇の個別化を徹底するため、各施設の教育課程を基に在院者ごとに作成する処遇の計画。
- ※ 6 成績評価 … 個別的処遇計画に基づく在院者の目標の達成度の確認、教育の内容及び方法の妥当性の検証をし、個別的処遇計画の効果的な運用と在院者の社会復帰への動機付けを図ることを目的として行う評価。
- ※ 7 更生保護施設 … 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。
- ※ 8 自立準備ホーム … NPO法人等が国からの委託を受けて刑務所出所者等に対し提供する宿泊場所。
- ※ 9 特別調整 … 高齢又は障害により自立困難で住居もない入所受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター(※10参照)が連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続
- ※10 地域生活定着支援センター … 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める支援機関。
- ※11 地域移行支援…障害者支援施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談、障害福祉サービスの体験利用などの支援を行うもの。
- ※12 更生緊急保護 … 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助を受けることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。
- ※13 刑務所出所者等総合的就労支援対策 … 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関が強固な連携体制を構築した上で、刑務所出所者等に対して効果的な就労支援を行うもの。
- ※14 暴力団追放運動推進センター … 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与することを目的として各都道府県公安委員会が指定する。
- ※15 自助グループ … なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。
- ※16 自立更生促進センター … 刑務所出所者等を一時的に受け入れる、国が設置した宿泊場所。狭義には入所者の特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するもの。
- ※17 更生保護就労支援モデル事業 … 民間のノウハウを生かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな就労支援を行う保護観察所の事業。
- ※18 CAD…「computer-aided design」又は「computer-assisted design」の略称。コンピューターを使って製品や建築物の設計・製図を行うためのシステム又はソフトウェア。
- ※19 更生保護サポートセンター … 地域における保護司活動の拠点。